# 子ども・子育て支援新制度ガイドブック

芦屋市

芦屋市

子ども・子育て支援新制度ガイドブック

すべての子どもたちが，
笑顔で成長していくために。

すべての家庭が安心して子育てでき，
育てる喜びを感じられるために。
平成２７年４月から

# 子ども・子育て支援新制度

が，スタートしました。

**「子ども・子育て支援新制度」では，このような取組を進めます！**

1. 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした認定こども園を普及していきます。
2. 保育の場を増やし，待機児童を減らして，子育てしやすく働きやすい社会にします。
3. 幼児期の教育や保育，地域の様々な子育て支援の拡充や質の向上を進めます。

◆市町村が主体となって実施していきます。
◆消費税の引上げ分による財源で実施され，社会全体で支える仕組みとなっています。



## もくじ


**利用できる就学前施設**

就学前の子どもを対象とした施設について ― 3
就学前施設の利用と３つの認定区分について ― 5

**申込み手続き**

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）への申込み手続きについて
新制度へ移行しない従来型の私立幼稚園に入園したいときは… ― 7
市立幼稚園等の保育時間について ― 8
保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所への申込み手続きについて ― 9
保育所（園）等を利用できるのは／入所者の選考（利用調整）について ― 11
保育所（園）等の保育時間について ― 12

**保育料**

新制度における保育料について ― 13

**就学前施設の紹介**

市立幼稚園 ― 15
市立保育所・私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所 ― 18

**地域子ども・子育て支援事業**

地域子ども・子育て支援事業の充実 ― 25
延長保育（時間外保育事業）／留守家庭児童会（放課後児童健全育成事業） ― 26
地域子育て支援拠点事業 ― 27
子育て家庭ショートステイ事業（子育て短期支援事業） ― 28
ファミリー・サポート・センター事業 ― 29
一時預かり事業 ― 30
病児・病後児保育事業 ― 32
利用者支援事業／妊婦健康診査費助成事業 ― 33
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）／育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業等） 34

**計画・支援体制**

子ども・子育て会議／子ども・子育て支援事業計画 ― 35
新制度における連携イメージ図 ― 36
主な相談窓口 ― 37


みんなで育てる芦屋っ子

**あ**すを担うすべての子どもが
**し**あわせに育つための
**や**さしいまちづくり

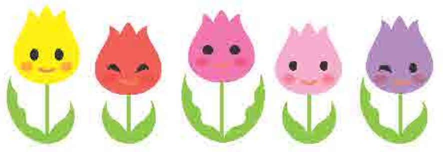

## 就学前の子どもを対象とした施設について

小学校就学前の施設としては，これまで幼稚園と保育所が多く利用されてきました。
新制度では，幼稚園と保育所に加えて，両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。
また，新たに，少人数の子どもを対象とした地域型保育により，待機児童の多い0～2歳児の保育の場を確保していきます。

### 幼稚園 3～5歳

- 市内には，9か所の市立幼稚園 P.15～17参照 と3か所の私立幼稚園があります。（※）
- 市立幼稚園では，4～5歳児の2年保育を実施し，私立幼稚園では3～5歳児の3年保育を実施しています。
- 市立幼稚園は，すべて新制度へ移行しています。
- 市内3か所の私立幼稚園（芦屋甲陽幼稚園・芦屋大学附属幼稚園・芦屋みどり幼稚園）は新制度へ移行していません。P.7参照

### 保育所 0～5歳

- 市内には，6か所の市立保育所と10か所の私立保育園があります。（※） P.18～23参照
- 保育所（園）は，すべて新制度へ移行しています。
- 保育所（園）によって，入所（園）の対象年齢は異なります。

### 認定こども園 0～5歳

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち，地域の子育て支援も行う施設です。
- 市内には，1か所の幼稚園型の認定こども園があります。（※） P.23参照
- 保護者の働いている状況に関わりなく，3～5歳のお子さんが，教育・保育を一緒に受けます。

認定こども園には，①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型の4つの類型があります。

### 地域型保育 0～2歳

- 0～2歳の19人以下のお子さんを預かる市の認可事業です。
- 市内には，2か所の小規模保育事業所があります。（※） P.24参照
- 家庭的な雰囲気のもと，きめ細かな保育を行います。

地域型保育には，①家庭的保育（保育ママ）②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育の４つの類型があります。

今後，芦屋市では，認定こども園と小規模保育事業所の整備を推進していきます。

（※）平成27年6月現在

# 就学前施設の利用と３つの認定区分について

## 新制度の就学前施設利用早わかりチャート

就学前施設の利用を希望するかたは，利用のための認定を受けることが必要です。

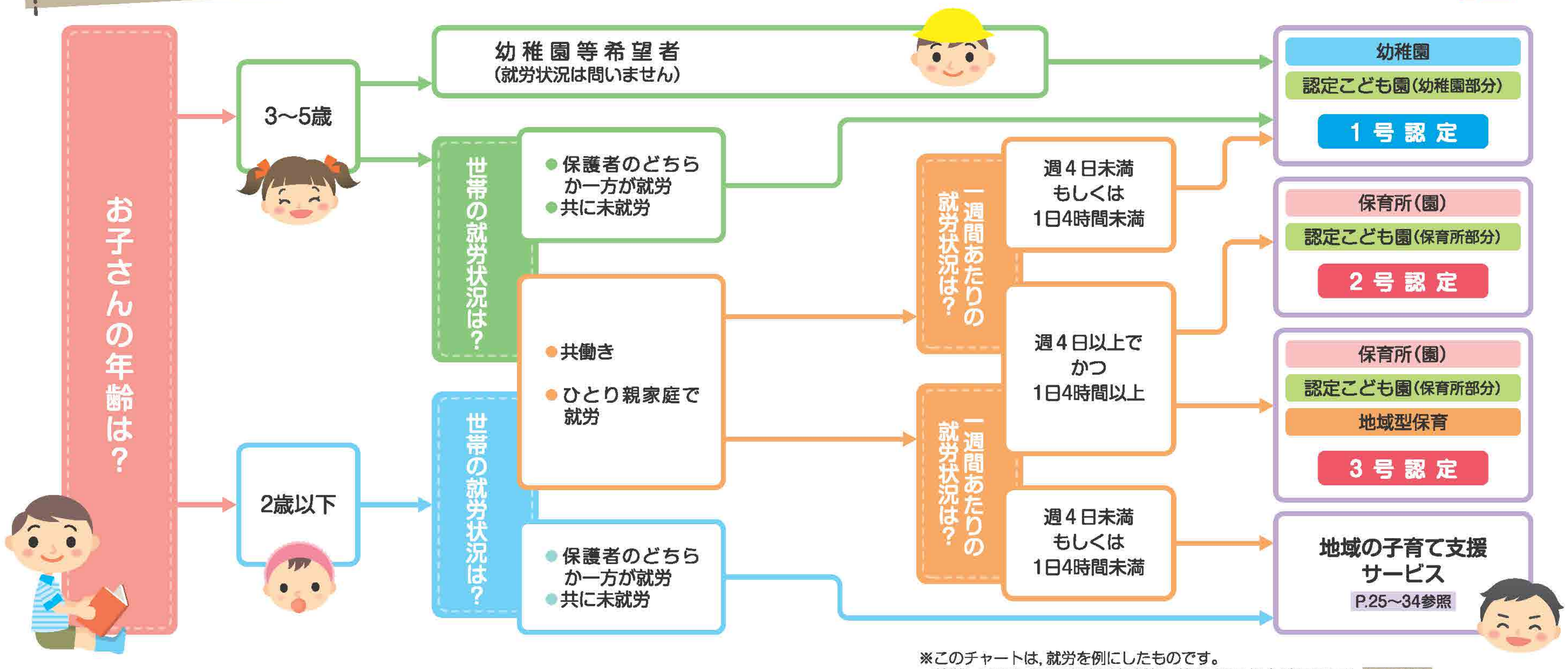


※このチャートは，就労を例にしたものです。
就労していなくても保育所（園）等を利用できる場合があります。P.11参照

## ３つの認定区分

**１号認定** 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で，幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園，認定こども園（幼稚園部分）

**２号認定** 満３歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で，「保育の必要性」の事由 P.11参照 に該当し，保育所等での教育・保育を希望される場合

利用先 保育所（園），認定こども園（保育所部分）

**３号認定** 満３歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で，「保育の必要性」の事由 P.11参照 に該当し，保育所等での教育・保育を希望される場合

利用先 保育所（園），認定こども園（保育所部分），地域型保育

## 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)への申込み手続きについて

1 認定の申請 入園申込み → 2 入園内定 → 3 認定審査及び認定証の交付 → 4 認定証の受取 → 5 入園決定

日程：10月上旬 → 11月頃 → 11月以降

1 入園希望の幼稚園等に直接入園の申込みをします。幼稚園等を通じて市に1号認定の申請書を提出します。

2 幼稚園等から入園の内定を受けます。(定員を超える場合は面接等の選考があります。)

3 市にて認定に関する審査を行い，認定証を発行のうえ幼稚園等に送付します。

4 1号認定証を幼稚園等より受け取ります。

※具体的な日程等は幼稚園等により異なります。詳しくは幼稚園等へご確認ください。
※保育所(園)等への入所も検討されている場合は，別途保育所(園)等の入所申込み時に2号認定の申請をしていただくことになります。

## 新制度へ移行しない従来型の私立幼稚園に入園したいときは…

新制度へ移行しない従来型の私立幼稚園については，
入園の手続き等はこれまでと変更ありません。(認定の申請も必要ありません。)

1 入園申込み → 2 入園 内定・決定

※具体的な日程等は，入園希望の私立幼稚園へ直接ご確認ください。

1 入園希望の私立幼稚園に直接入園の申込みをします。

2 私立幼稚園から入園の内定・決定を受けます。(定員を超える場合は面接等の選考があります。)

● 新制度に移行していない従来型の幼稚園一覧 ●

| 幼稚園名 | 住所 | 電話 |
|---|---|---|
| 芦屋甲陽幼稚園 | 大原町20番6号 | 22－3745 |
| 芦屋大学附属幼稚園 | 六麓荘町16番3号 | 31－7003 |
| 芦屋みどり幼稚園 | 翠ケ丘町9番5号 | 31－0020 |

## 市立幼稚園等の保育時間について

| 区分 | 時間 |
|---|---|
| 弁当日(週3回) | 8時50分 ～ 14時30分 |
| 弁当日以外の日 | 8時50分 ～ 11時50分 |

※休園日は，夏休み・冬休み・春休み・土日・祝日です。

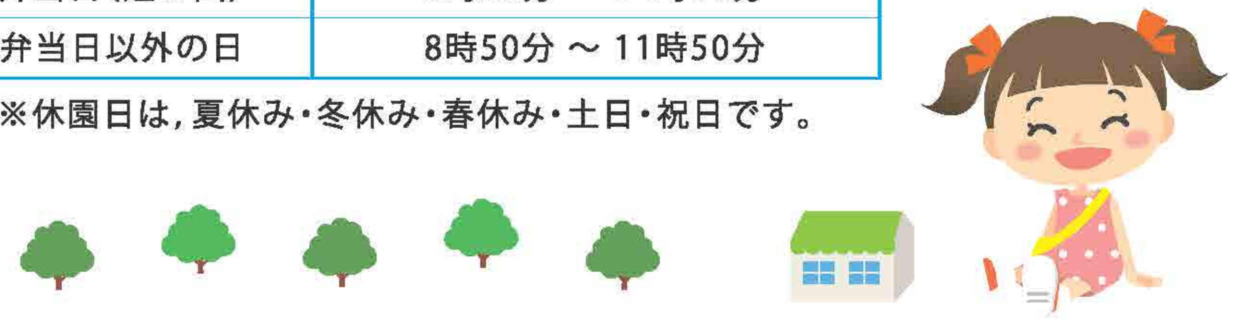

**私立幼稚園等の保育時間は，幼稚園等により異なります。詳しくは私立幼稚園等へご確認ください。**

## 保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・小規模保育　事業所への申込み手続きについて

1 認定の申請 入所申込み → 2 認定審査及び 利用施設等の調整 → 3 内定・面接の お知らせ → 4 各施設での面接 → 5 認定証及び 入所承諾書の交付 → 6 入　所

日程：11月末頃 → 2月中旬頃 → 3月下旬頃

1　入所の申込みと併せて，2号・3号認定の申請書を市に提出します。

2　申込み者が受入可能数を超える場合は，市にて認定に関する審査を行い，利用調整により，入所者を選考します。P.11参照

3　入所の内定者に内定通知書を送ります。

4　内定者には，内定後すぐに各施設で面接があります。

5　市にて認定証及び「保育所入所承諾書」の交付を行い，保育所(園)等への入所が決定となります。

◆申込み時には，同時に複数の保育所(園)等を申し込むことが可能です。
◆複数の保育所(園)等を希望されているかたで，希望の中のいずれかの保育所(園)等で内定となった場合，他の保育所(園)等への申込みの効力はなくなります。希望された保育所(園)等で内定を受け，これを辞退した場合には待機の状態がいったん解消したことになります。希望する保育所(園)等についてはよくお考えのうえ，入所の申込みをしてください。

希望保育所(園)等に空きがない場合等で，選考の結果入所できなかった場合には，「保育所入所不承諾通知書」と認定証を送付します。それ以降，待機していただくこととなりますが，入所の順番になり次第，市からご案内します。

### 利用者支援をご存知ですか？

「子どもを預けて働きたい」「職場に復帰するのに，どこに預けたらいいのか分からない」など，困っているかたはいらっしゃいませんか？
保育所(園)等への入所相談を始め，子育てのちょっとした疑問などもご相談ください。P.33参照

場　所　芦屋市役所　子育て推進課
時　間　月曜日から金曜日9時から17時30分（12時から12時45分までを除く）



利用できる就学前施設
申込み手続き
保育料
就学前施設の紹介
地域子ども・子育て支援事業
計画・支援体制

## 保育所(園)等を利用できるのは

保育所(園)等を利用するためには,保護者が「働いている」等の一定の事由(「保育の必要性」の事由)が必要となります。

### 「保育の必要性」の事由とは？

1. 就労(週４日以上でかつ１日４時間以上労働)している場合
2. 妊娠中及び出産後間がない場合
3. 保護者の疾病,障がいのため保育が困難な場合
4. 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合
5. 災害の復旧に当たっている場合
6. 仕事を探している場合
7. 大学や職業訓練校,専門学校等に通っている場合
8. 虐待やDVのおそれがある場合
9. 育児休業取得時に,既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合
10. その他上記に類する状態として市が認める場合

## 入所者の選考(利用調整)について

入所申込みが定員を超える場合は,各世帯の状況を指数(ポイント)化し,利用調整により入所者を選考します。

### ポイントの算出

**基本ポイント(保育の必要性)**
- 就労状況
- 出　　産
- 介　　護　　等

＋

**加算ポイント(世帯の状況)**
- 母子家庭
- 父子家庭
- 兄弟姉妹の入所　　等

具体的なポイントは,市のホームページに掲載している「保育所入所基準表」をご覧ください。

### 利用調整の方法

お子さんの年齢ごとにポイントの高いかたから,定員の空きがある希望された保育所(園)等へ調整を行い,入所が決定します。



## 保育所(園)等の保育時間について

保育所(園)等の開所時間は,月曜日から金曜日及び土曜日の7時から18時(※)です。保育所(園)等を利用できる時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の２つの区分があります。
※開所時間が7時30分から18時30分の園もあります。

### 保育標準時間・保育短時間と延長保育の関係

◆保護者の状況により,利用可能時間が「保育標準時間」または「保育短時間」のどちらかに決まります。
◆利用可能時間を超える場合は,延長保育を利用することができます。P.26参照

| 区　分 | 保護者の状況 |
|---|---|
| 保育標準時間 | 就労・就学(おおむね１日６時間以上)している,妊娠中・出産後間がない,災害の復旧に当たっている,虐待やＤＶのおそれがあるなど |
| 保育短時間 | 就労・就学(おおむね１日６時間未満)している,求職活動中である,育児休業中である,病気またはけがをしているなど |

※実際の保育時間は,保護者の仕事・通勤時間等を考慮して,決定されます。

開所時間

| 7:00 〜 18:00 | 18:00 〜 19:00 |
|---|---|
| 保育標準時間[11時間] | 延長保育② |

| 7:00 〜 | | 〜 18:00 | 18:00 〜 19:00 |
|---|---|---|---|
| 延長保育① | 保育短時間[8時間] | 延長保育① | 延長保育② |

延長保育①　通常開所時間内の延長保育(要申請　有料)
延長保育②　通常開所時間外(18時以降)の延長保育(要申請　有料)
※園によっては19時以降も延長保育を実施しています。

| 保育短時間における利用可能時間帯 | |
|---|---|
| ◆ 8:30〜16:30に設定している園 | ◆ 9:00〜17:00に設定している園 |
| 市立保育所・愛光幼稚園・さくら保育園・あゆみ保育園・茶屋保育園・あゆみSEIDO保育園・蓮美幼児学園芦屋打出プリメール・蓮美幼児学園芦屋川ナーサリー・蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリー | 芦屋こばと保育園・芦屋こばとぽっぽ保育園・山手夢保育園・夢咲保育園・浜風夢保育園 |

# 新制度における保育料について

保育料は，保護者の所得に応じて決定される「応能負担」となります。新制度へ移行した他市の私立幼稚園・保育所（園）等に入所（園）する場合も，市が設定する保育料が適用されます。なお，新制度に移行しない従来型の幼稚園の保育料は，各幼稚園が決定します。

◆保育料の階層区分等

保育料は保護者の市町村民税所得割の額に基づき下記の階層区分に応じて決定されます。

## 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

◆保育料一覧

| 階層区分 | | | 保育料（月額） |
|---|---|---|---|
| A | 生活保護世帯等 | | 0円 |
| B | 市町村民税所得割非課税世帯（※1） | | 2,000円 |
| C1 | 市町村民税所得割の額 | 77,100円以下 | 6,500円 |
| C2 | | 77,101円以上 | 10,000円 |
| C3 | | 211,201円以上 | 12,000円 |
| C4 | | 301,001円以上 | 15,000円 |

（※1）市町村民税所得割非課税世帯のうち母子世帯もしくは父子世帯，障がい者もしくは障がい児と生計を一にする世帯は保育料が0円となります。

◆入園料

月額保育料に含まれるため，入園時にお支払いいただく必要はありません。

## 保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所

◆保育料一覧

| 階層区分 | | | 保育料（月額） 満3歳以上（※2） 保育標準時間 | 保育料（月額） 満3歳以上（※2） 保育短時間 | 保育料（月額） 満3歳未満 保育標準時間 | 保育料（月額） 満3歳未満 保育短時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 生活保護世帯等 | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| B | 市町村民税所得割非課税世帯（※1） | | 5,000円 | 4,900円 | 5,500円 | 5,400円 |
| C1 | 市町村民税所得割の額 | 48,599円以下 | 9,000円 | 8,800円 | 9,500円 | 9,300円 |
| C2 | | 48,600円以上 | 13,500円 | 13,200円 | 15,000円 | 14,700円 |
| C3 | | 67,500円以上 | 22,000円 | 21,600円 | 25,500円 | 25,000円 |
| C4 | | 97,000円以上 | 28,000円 | 27,500円 | 35,500円 | 34,800円 |
| C5 | | 125,500円以上 | 30,000円 | 29,400円 | 43,500円 | 42,700円 |
| C6 | | 169,000円以上 | 32,500円 | 31,900円 | 54,500円 | 53,500円 |
| C7 | | 251,000円以上 | 34,000円 | 33,400円 | 60,000円 | 58,900円 |
| C8 | | 301,000円以上 | 37,000円 | 36,300円 | 71,000円 | 69,700円 |
| C9 | | 397,000円以上 | 41,000円 | 40,300円 | 89,000円 | 87,400円 |

（※1）市町村民税所得割非課税世帯のうち母子世帯もしくは父子世帯，障がい者もしくは障がい児と生計を一にする世帯は保育料が0円となります。
（※2）年度途中で満3歳になった場合でも，その年度内は引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。

◆給食費　保育所（園）等のみ

0～2歳児は，保育料の中に主食代，副食代，おやつ代が含まれています。
3～5歳児は，保育料の中に副食代，おやつ代が含まれていますが，主食代については別途支払いが必要です。

◆その他の費用

幼稚園・保育所（園）等によっては，制服や帽子，給食費，通園バス代等の費用が別途必要な場合があります。
詳細は各幼稚園・保育所（園）等にお問い合わせください。

◆保育料の減免

失業等により，所得が著しく減少したため生活が困難となった場合及び災害等により居住している住宅が被害を受けた場合等については，保育料が減免になる場合があります。

## 多子世帯の保育料の軽減

幼稚園・保育所（園），認定こども園等を兄弟姉妹で利用する場合等において，保育料が軽減されます。

◆幼稚園等では，小学校３年生までのお子さんのうち，最年長のお子さんを１人目として，２人目以降のお子さんが小学校，幼稚園，保育所（園），認定こども園等を利用している場合，２人目（第２子）は半額，３人目（第３子）以降は無料となります。

◆保育所（園）等では，小学校就学前のお子さんのうち，最年長のお子さんを１人目として，２人目以降のお子さんが幼稚園，保育所（園），認定こども園等を利用している場合，２人目（第２子）は半額，３人目（第３子）以降は無料となります。

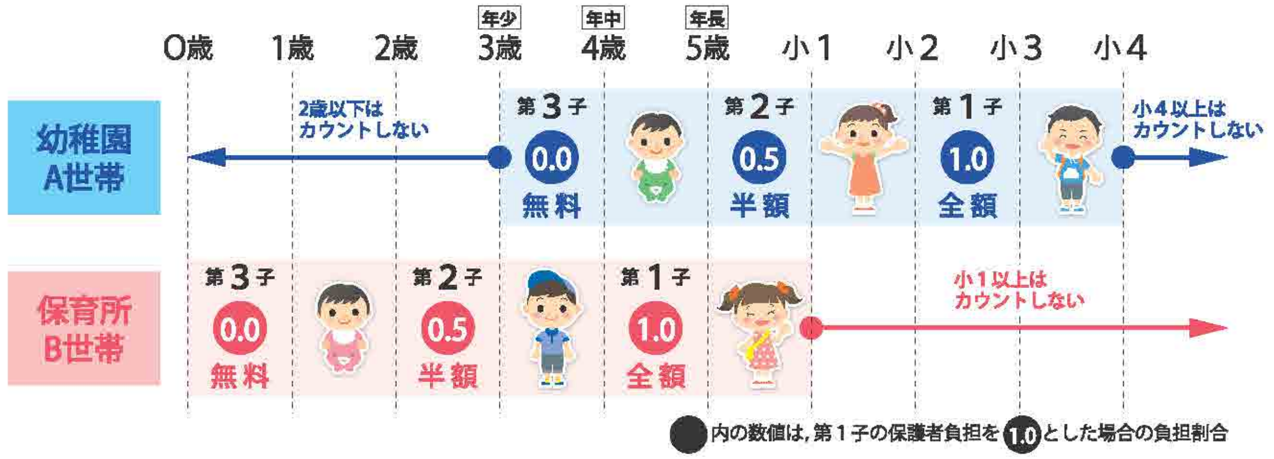


※認定こども園の場合，教育標準時間認定を受けるお子さんについては幼稚園と，保育認定を受けるお子さんについては保育所と同様になります。
※小規模保育事業所を利用する場合，保育所と同様になります。

**新制度では，毎年９月が保育料の切替え時期となります。**

4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月

前年度の市町村民税額に基づく保育料（4月～8月）　当年度の市町村民税額に基づく保育料（9月～3月）

利用できる就学前施設
申込み手続き
保育料
就学前施設の紹介
地域子ども・子育て支援事業
計画・支援体制